

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成27年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	出晴地区	平成27年1月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	八ノ坪地区	平成26年12月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	本庄地区	平成26年12月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	谷口地区	平成26年10月20日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道新設事業)	大道地区	平成27年2月13日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	乙井地区	平成27年2月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業)	山ノ後地区	平成27年2月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	井手端地区	平成27年2月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	東原地区	平成27年2月26日
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	川除3号地区	平成27年1月30日
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	室本池地区	平成27年2月12日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	正箱谷横地区	平成27年7月10日